金融庁月刊オンライン広報誌
アクセス FSA　第 172 号
http://www.fsa.go.jp/access/index.html

Contents

P2　フォトギャラリー

P3　トピックス

（1）平成 29 年度金融庁の業務説明会の開催について（中小企業への円滑な資金供給や経営課題の解決支援に向けて）

（2）「企業会計審議会第 38 回監査部会」を開催しました。

（3）「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第 11 回、第 12 回）を開催しました。

（4）「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall Ⅱ）」について

（5）平成 28 事務年度金融レポート・平成 29 事務年度金融行政方針の公表について

（6）ＩＣＯに関する注意喚起について

（7）投資を通じた資産形成について～NISA 制度の活用～

P8　皆さんご注意下さい！　＆　情報提供のお願い

P12　金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

P13　お知らせ

フォトギャラリー

11 月 16 日　　第 39 回金融審議会総会・第 27 回金融分科会合同会合にて挨拶する麻生大臣

11 月 20 日　　中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会にて挨拶する麻生大臣

トピックス

（1）平成 29 年度金融庁の業務説明会の開催について（中小企業への円滑な資金供給や経営課題の解決支援に向けて）

各財務（支）局（沖縄総合事務局を含む）においては、毎年、中小企業の皆様に対して当庁の政策を説明するとともに、意見交換を実施してきているところです。平成 29 年度においても、47 都道府県において 10 月下旬より順次、開催しております。

平成 29 年度の業務説明会においては、中小企業への円滑な資金供給や経営課題の解決支援などに向けた当庁の取組み・施策の説明をしております。

（2）「企業会計審議会第 38 回監査部会」を開催しました。

平成 29 年 10 月 17 日に企業会計審議会第 38 回監査部会を開催し、「監査報告書の透明化」について議論が行われました。

金融庁から、「監査報告書の透明化」に係るこれまでの経緯や諸外国の導入状況を説明しました。次に、日本公認会計士協会から、Key Audit Matters（KAM）の作成に係る試行の実施状況について説明が行われました。その後の議論において、「監査報告書の透明化」の意義・目的等について意見が出されました。今回の意見を踏まえ、今後、議論を深めていくこととなります。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「企業会計審議会」から「監査部会」（平成 29 年 10 月 17 日開催）の「資料」及び「議事録」をご覧ください。

（3）「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第 11 回、第 12 回）を開催しました。

コーポレートガバナンス改革については、2014 年のスチュワードシップ・コード策定（2017 年改訂）、2015 年のコーポレートガバナンス・コード策定など、様々な施策を講じ、改革の枠組みは整ってきており、各上場企業や機関投資家において取組みが進められています。一方で、そうした取組みがまだ形式にとどまっている企業・投資家も多く、実際に経営環境の変化に対応した果断な経営判断がなされるようになっているのか、こうした経営判断のできるＣＥＯが選任され、独立した取締役会が実効的な監督・助言をしているのか、政策保有株式は減っていないのではないか、アセットオーナーは十分求められる役割を果たしているのかといった課題が指摘されています。

こうした現状を踏まえ、改革の「形式」から「実質」への深化に向けて、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、これまでの取組みによりガバナンス改革がどこまで進捗しているかの検証を開始しました。その上で、機関投資家と企業の対話を通じ、中長期的な企業価値の増大に向けた経営が進むよう、対話において重点的に議論することが期待される事項等についてのガイダンスの策定について、議論

を進めていきます。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」から、第 11 回（平成 29 年 10 月 18 日開催）、第 12 回（平成 29 年 11 月 15 日開催）の「資料」及び「議事録」をご覧ください（第 12 回の議事録については後日公表予定）。

（4）「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall Ⅱ）」について

金融分野におけるサイバー攻撃の高度化が進む中、サイバーセキュリティの確保は、金融システム全体の安定のため喫緊の課題となっています。

このため、金融庁として、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」（平成 27 年７月公表）に沿って、金融機関のサイバーセキュリティ対策の向上に向けた取組みを推進しているところです。

先般、同方針に基づき、金融業界全体のサイバーセキュリティ対策の底上げを図るため、２回目となる金融業界横断的な演習（Delta Wall Ⅱ（※））を実施しました。

（※）Delta Wall：サイバーセキュリティ対策のカギとなる「自助」、「共助」、「公助」の３つの視点（Delta）と防御（Wall）

【演習概要】
○ 日　程：平成 29 年 10 月 23 日（月曜日）～26 日（木曜日）の４日間
○ 参加者：約 100 の金融機関が参加

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall Ⅱ）」について」（平成 29 年 10 月 20 日）にアクセスしてください。

（5）平成 28 事務年度金融レポート・平成 29 事務年度金融行政方針の公表について

金融庁は、金融行政が何を目指し、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかを、毎年「金融行政方針」として公表しています。各事務年度、これに基づく行政を実施するとともに、PDCAサイクル を強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価し、現状分析や問題提起等とあわせ、「金融レポート」として公表した上で、これを翌事務年度の金融行政方針に反映させています。

こうしたPDCAサイクルを踏まえ、本年10月に「平成28事務年度 金融レポート」を、11月に「平成29事務年度 金融行政方針」をそれぞれ公表しました。

（平成28事務年度 金融レポートについて）

「平成28事務年度 金融レポート」の全体の構成は以下のとおりとなっています。

『Ⅰ．金融システムの健全性確保と金融仲介機能の発揮』では、我が国の金融システムの現状と各金融業態の現状と課題について記載しています。

『Ⅱ．活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保』では、
① 顧客本位の業務運営の確立・定着等を通じた家計の安定的な資産形成

② 機関投資家による投資先企業との建設的な対話の促進とそれを通じた企業価値の向上
③ 資本市場の活性化・利便性向上
④ 市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みの強化
の進捗状況を記載しています。

『Ⅲ．その他の金融行政の重点施策』では、
① IT技術の進展等への対応
② 国際的な課題への対応
③ 顧客の信頼・安心感の確保
④ その他の重点施策
の進捗状況を記載しています。

『Ⅳ．金融当局・金融行政運営の変革』では、検査・監督のあり方の見直しに向けた検討、環境変化に応じて普段に自己改革していくことのできる組織にするための金融庁のガバナンスの改善について記載しています。

（平成29事務年度 金融行政方針について）

「平成29事務年度 金融行政方針」において、金融庁は、引き続き、①金融システムの安定/金融仲介機能の発揮、②利用者保護/利用者利便、③市場の公平性・透明性/市場の活力のそれぞれを両立させることを通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大を目指します。
また、こうした目標が、単なる標語ではなく、職員が常にこれを意識して業務運営に携われるよう、行動基準としての定着を図ります。

こうした基本方針の下、金融庁は、重点施策として、
① 金融当局・金融行政運営の改革
② 金融上の課題の包括的検討
③ 国民の安定的な資産形成に資する金融・資本市場の整備
④ 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保
⑤ IT技術の進展等への対応
⑥ 顧客の信頼・安心感の確保
⑦ その他の重点施策
に取り組んでいきます。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「政策・審議会等」の中の「金融行政方針・金融レポートについて」から「平成28事務年度金融レポート」、「平成29事務年度金融行政方針」にアクセスして下さい。

（6）ICOに関する注意喚起について

一般に、ＩＣＯとは、企業等が電子的にトークン（証票）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。
全世界でＩＣＯによる資金調達が急増しているところ、ＩＣＯにより発行されるトークンを購入する際には、価格の急落や、約束されたサービス等が実際には提供されないリスクもあります。
こうしたことを踏まえ、金融庁では、10 月 27 日、仮想通貨の利用者に対し、価格下落の可能性や、詐欺の可能性があることについて、注意喚起を行いました。
また、ＩＣＯにおいて発行される一定のトークンは資金決済法上の仮想通貨に該当し、その交換等を業として行う事業者は内閣総理大臣（財務局）への登録が必要となります。

さらに、ＩＣＯが投資としての性格を持つ場合、仮想通貨による購入であっても、実質的に法定通貨での購入と同視されるスキームについては、金融商品取引法の対象となると考えられます。
そのため、事業者の方へＩＣＯの仕組みによっては資金決済法や金融商品取引法等の規制対象となる場合があることも併せて注意喚起を行いました。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「政策・審議会等」の中の「金融会社関係」から「仮想通貨関係」にアクセスしてください。

（7）投資を通じた資産形成について～NISA 制度の活用～

①　一般ＮＩＳＡ・ジュニアＮＩＳＡ口座の利用状況に関する調査結果の公表について

金融庁では、ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）について、今般、「一般ＮＩＳＡ・ジュニアＮＩＳＡ口座の開設・利用状況調査（平成 29 年６月末時点）」を実施し、平成 29 年 10 月６日、その結果について公表しました。

【調査結果（平成 29 年６月末時点）のポイント】
○　一般ＮＩＳＡ
・　口座数は、約 1,090 万口座
（平成 29 年３月末時点より 1.2%増（約 13 万口座））
・　買付額は、約 11 兆 1,880 億円
（平成 29 年３月末時点より 6.1%増（約 6,410 億円））
○　ジュニアＮＩＳＡ
・　口座数は、約 23 万口座
（平成 29 年３月末時点より 7.2%増（約 2 万口座））
・　買付額は、約 480 億円
（平成 29 年３月末時点より 18.3%増（約 74 億円））

ＮＩＳＡは、広く国民のみなさまに投資への関心を持っていただき、家計の中長期的な資産形成を促進していくとともに、日本経済の成長資金の供給拡大を図ることを目的として、平成26年１月から導入されました。
一般ＮＩＳＡについては、平成29年６月末時点で、口座数は約1,090万件、買付額は約11.2兆円となるなど、着実に普及が進んでいます。
また、ジュニアＮＩＳＡについては、平成28年１月から口座開設が開始し、４月から実際に投資が可能となりました。現状では、口座開設数は約23万口座、買付額は約480億円となっています。
来年１月より買付けが開始される、つみたてＮＩＳＡと併せて、今後も、ＮＩＳＡの更なる普及・促進に向けて取り組んでいきます。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイト内の「ＮＩＳＡ特設ウェブサイト」から「ＮＩＳＡとは？」→「データ集」→「平成 29 年６月末時点（平成 29 年 10 月６日公表）」にアクセスしてください。

②　「安定的な資産形成について考えるシンポジウム」の開催について

つみたてＮＩＳＡの活用等を通じた安定的な資産形成について理解を深めていただく観点から、金融庁と財務局の共同でシンポジウムを開催することとし、平成 29 年 10 月 13 日に開催概

要を公表しました。
　資産形成に詳しい専門家の講演や、金融庁職員からのつみたてＮＩＳＡの説明など、一般の皆様や企業の福利厚生のご担当者様などにとって有益なプログラムとなっています。
　来年１～２月には、さいたま市（関東財務局）、仙台市（東北財務局）、名古屋市（東海財務局）で開催します。ぜひこれを機に、資産形成を支援する諸制度について理解を深め、投資を通じた資産形成を始めていただければと思います。皆様のご参加をお待ちしております。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイト内の「報道発表資料」から、「「安定的な資産形成について考えるシンポジウム」の開催について」（平成 29 年 10 月 13 日）にアクセスしてください。各財務局からの具体的なご案内は、準備が整い次第、順次、金融庁ウェブサイトに掲載します。

③　金融庁における「職場つみたて NISA」の導入について

　少子高齢化の進展等を踏まえ、バランスの取れたポートフォリオによる安定的な資産形成を進めていくことの重要性が高まっています。他方、現役世代にとって、「きっかけがない」、「方法がわからない」、「時間が無い」等の理由から、投資を通じて資産形成に取り組むことは容易ではありません。こうした層に対して資産形成を促すためには、投資を開始するきっかけが身近な場で得られるよう、環境を整えることが望ましいと考えております。このため、他省庁・地方自治体や、更には民間企業における普及も視野に、まずは金融庁において、「職場つみたて NISA」を導入する旨を、平成 29 年 10 月 20 日に公表致しました。
　具体的には、職員が資産形成に取り組むきっかけを得られるよう、職場は職員に対して、つみたて NISA や iDeCo の制度に関する情報提供、金融・投資教育を受ける機会の提供、口座開設申込手続きに関する情報提供等を行います。また、職員が投資を開始する際に抱きがちな無用の懸念を払拭するため、つみたて NISA による投資が、法令や内規に抵触しない旨を、改めて職員に対して周知する予定です。
　今後は、内部規約や運営マニュアル等の策定を進め、他省庁等にも参照していただけるよう追って公表する予定としております。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイト内の「報道発表資料」から、「金融庁における「職場つみたて NISA」の導入について」（平成 29 年 10 月 20 日）にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！　＆　情報提供のお願い

（1）その「もうけ話」、大丈夫ですか？

○　仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」をめぐるトラブルが増加しています。また、仮想通貨の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には金融庁・財務局に登録された事業者であるか確認するとともに、下記の注意点に気を付けるようにしてください。

- **仮想通貨は「法定通貨」ではありません。**
- **仮想通貨は、価格が変動することがあります。**
- **仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。**
- **仮想通貨の取引を行う場合は事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。**
- **仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。**

◎　金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）　の登録を受けているかを確認できます。

↓

仮想通貨交換業者登録一覧（金融庁ウェブサイト）

○　ICO(Initial Coin Offering)に関する注意喚起について

一般に、ＩＣＯ(Initial Coin Offering)とは、企業等が電子的にトークン（証票）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でＩＣＯによる資金調達が急増していますが、ＩＣＯにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

- 価格下落の可能性

  トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

- 詐欺の可能性

  一般に、ＩＣＯでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ＩＣＯに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注）ＩＣＯにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ＩＣＯの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しております。

↓

「ＩＣＯについて　～利用者及び事業者に対する注意喚起～」（金融庁ウェブサイト）

○ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。

↓

・こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。

↓

・こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。

↓

・これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関らないようにしてください。

・ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。

↓

免許・許可・登録等を受けている業者一覧（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- その信用力などが保証されているものではありません。
- 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

↓

詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！（金融庁ウェブサイト）

これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）
電話（ナビダイヤル）：0570－016811
※ＩＰ電話からは、03－5251－6811 におかけください。
ＦＡＸ：03－3506－6699

（2）皆様からの情報提供が市場を守ります！

（イ）情報提供窓口

証券取引等監視委員会では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、ＦＡＸ、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

（注）個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会　情報提供窓口
https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/
直　通：0570－00－3581（ナビダイヤル）
※ＩＰ電話等からは、03－3581－9909におかけください。
代　表：03－3506－6000（内線3091、3093）
ＦＡＸ：03－5251－2136
郵送（共通）：〒100－8922
東京都千代田区霞が関3－2－1　中央合同庁舎第7号館

（ロ）年金運用ホットライン

平成 24 年４月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会　年金運用ホットライン
http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm
直　通：03－3506－6627
電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

（ハ）公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会　公益通報・相談窓口
http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm
直　通：03－3581－9854
ＦＡＸ：03－5251－2198
電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 29 年 10 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトのアクセス数の多いページ（過去の情報等）にアクセスしてください。

○ 免許・許可・登録等を受けている業者一覧

○ 平成 28 事務年度　金融レポートについて

○ 株式会社クロニクルに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について

○ つみたて NISA 関係

○ 審判手続状況一覧

○ 平成 29 年度課徴金納付命令等一覧

○ 課徴金制度について

○ 金融行政方針・金融レポート

○ 課徴金関係法令・訓令

○ 平成 29 年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等の公表について

お知らせ

（1）金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

平成 27 年９月に公表した「平成 27 事務年度 金融行政方針」に基づき、金融庁が金融行政を遂行するに当たり、金融を取り巻く内外の環境変化に遅れをとらず、先取りする態勢を構築する観点から、金融行政に対する率直な意見・提言や批判等を金融行政に継続的に反映させる仕組みを構築するため、「金融行政モニター」を１月 29 日に設置いたしました。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、６名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等（匿名の場合であっても提出していただくことができます。）を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

金融行政モニター委員（敬称略）

井上　　聡　　弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）

翁　　百合　　㈱日本総合研究所　副理事長

神田　秀樹　　学習院大学法務研究科教授

永沢　裕美子　フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長

米山　高生　　東京経済大学経営学部教授

和仁　亮裕　　弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

（敬称略）

井上　聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁　百合	㈱日本総合研究所　副理事長
神田　秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢　裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長
米山　高生	東京経済大学経営学部教授
和仁　亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

- 金融行政にご意見等をお持ちの方
- 事業会社
- 学識経験者 シンクタンク
- 金融機関及びその職員

ご意見等の提出

金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html

ご意見等提出方法：電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号：0570-052100（ナビダイヤル）
（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号：03-3506-6699

ウェブサイト：上記URL参照

郵送先：
〒100-8967　東京都千代田区霞ヶ関3-2-1
金融庁金融サービス利用者相談室
「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター委員に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政モニター受付窓口

URL: http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html

ご意見等提出方法：電子メール

電子メールアドレス：
kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※　英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター

金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはございません。（いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。）
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

金融行政モニターの流れ

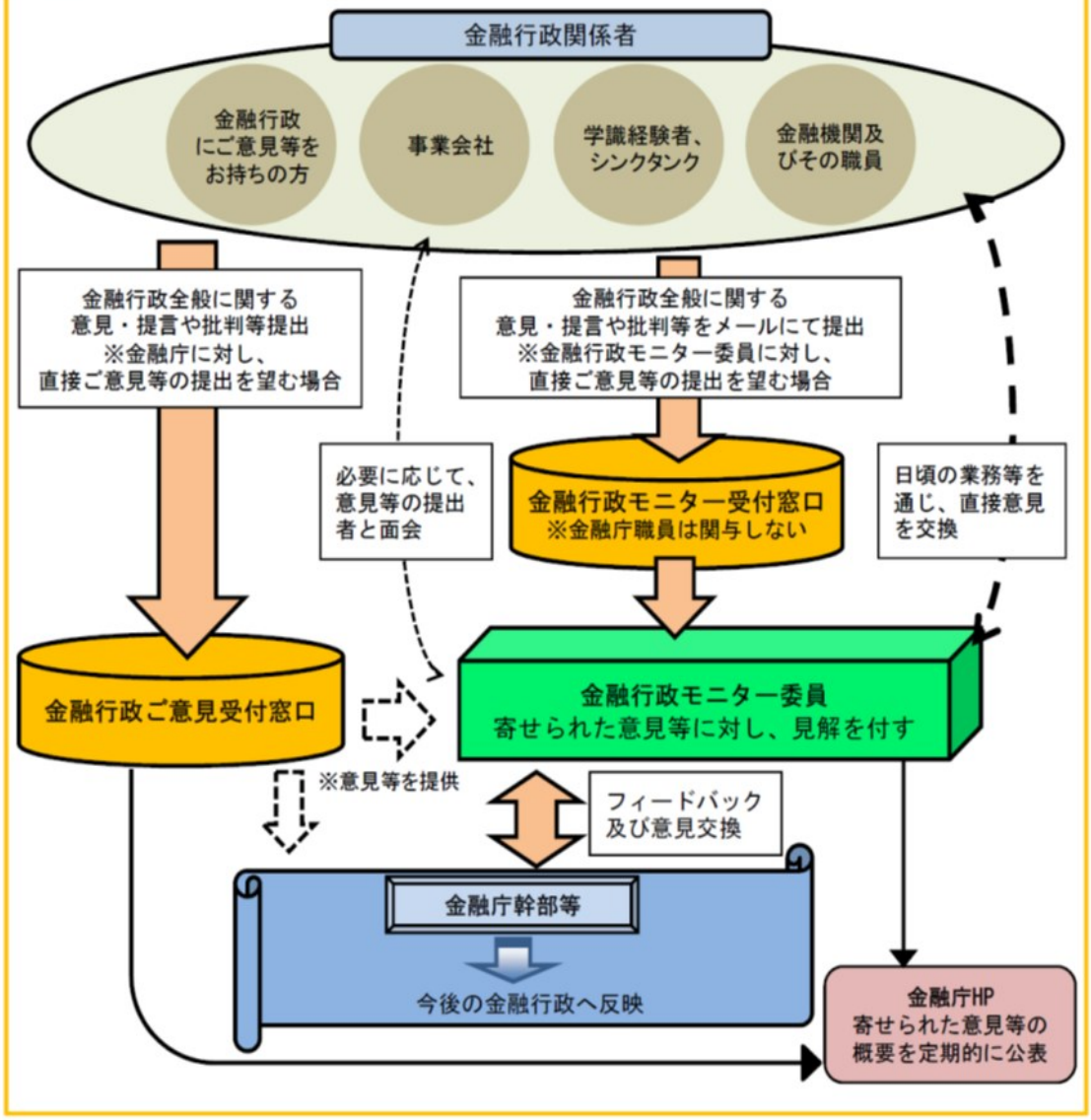

お問い合わせ先　金融庁総務企画局政策課
金融サービス利用者相談室
Tel 0570-052100（ナビダイヤル）
（IP電話は、03-3501-2100）

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「金融行政モニター」にアクセスしてください。

(2)中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

●以下のような点について、ご質問・ご相談等はございませんか。

1．中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応

2．借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと

3．経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介いたします。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～」にアクセスしてください。

(3)東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL：http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html)

(4)メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

○ 金融庁からは、毎月発行しているアクセスＦＳＡや、日々発表される各種報道発表など、

○ 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、

○ 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など

○ 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報

が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
調達情報	「調達情報メール配信サービス」	―